



平成 27 年 9 月 9 日

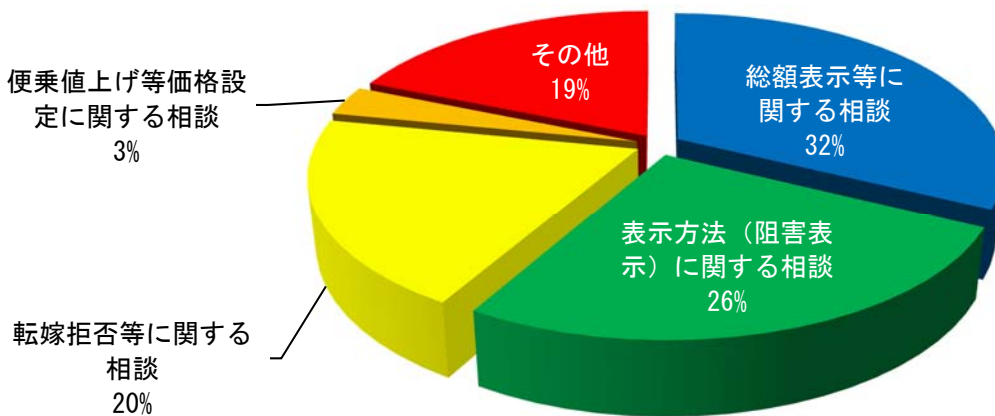
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 8 月（8 / 1 ～ 8 / 31）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

8 月の相談件数：電話 64 件、メール 32 件

【相談内容（全 96 件）の内訳（※）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者である。飲食店のチラシの価格表示について、税込か税抜かの説明がないまま料金が記載されていたので、一読した時点では、税込料金であると思った。しかし、チラシをつぶさに見てみると、「価格表記は税抜である」旨の注意書きが目立たないところに小さい文字で付されていた。このような価格表示の方法は認められるのか。

A. 事業者は、チラシ等に税抜価格のみを表示する場合、消費者にその価格が税込価格と誤認されないための措置（誤認防止措置）を講じる必要があります。

誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

したがって、総額表示義務の特例を適用する事業者にあつては、これを踏まえた適切な表示を行う必要があります。

なお、このような誤認防止措置が講じられていない場合には、消費税の総額表示義務に反することとな

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 38 件

ることのみならず、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認表示)を規制している景品表示法にも違反するおそれがありますので、お手数ですが、最寄りの税務署及び消費者庁に御相談ください。

Q. あるスーパーにおける商品の価格表記について、税込表示を行っている商品と税抜表示を行っている商品が混在しているが、商品によって価格表記の方法を分けることも認められるのか。

A. 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から消費税転嫁対策特別措置法により、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限り、税込価格によらない表示ができることとされています(総額表示義務の特例)。これにより、その価格が税込価格なのか、税抜価格なのかを消費者が商品等を選択する際に明瞭に認識できれば、スーパー等の事業者は、同一店舗内であっても商品によって「税込〇円」、「本体価格〇円+税」と表示することも可能となります。

なお、消費者の利便性に配慮する観点から平成 30 年 9 月 30 日までの間であっても、事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

Q. マンション分譲販売業者である。当社のマンションは、マンション購入者の注文により内装等の変更が可能となっており、通常、当社のマンション購入者は内装の変更を希望される。平成 28 年 9 月 30 日までに顧客との間でマンションの内装の変更を含む売買契約を締結した場合には、マンションの引渡しが平成 29 年 4 月 1 日以降であっても、経過措置により消費税率は 8% となるという理解でよいか。

A. 平成 25 年 10 月 1 日から指定日の前日(平成 28 年 9 月 30 日)までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約に基づき、平成 29 年 4 月 1 日以後に工事が完了するものについては、改正前の税率(8%)が適用される経過措置が設けられています。

この経過措置の対象となる契約には、マンション等の建物の譲渡に係る契約で、その建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についてその建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含むこととされています。

なお、経過措置等の消費税率の個別具体的な適用関係等につきましては、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 消費者である。通信販売で商品を購入した。商品の価格には税抜である旨の表示がなされていたが、送料については何も表示されていなかったため、税込価格であると思っていた。ところが、通信販売事業者から送付された請求書には、送料について別途消費税分が記載されていた。通信販売業者の送料に係る価格表示は、総額表示義務の対象とならないのか。

A. 課税事業者が消費者に対して商品等の販売などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品等に係る税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられています。

一方で、事業者の事務負担の軽減等の観点から設けられた総額表示義務の特例により、平成 30 年 9 月 30 日までの間に限り、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

なお、送料であっても、その表示が消費者に対して行われるものであれば、商品の価格と同様に、上記の総額表示義務の対象となりますので、総額表示義務の特例の適用を受ける場合には、事業者において誤認防止措置を講じる必要があります。

このような誤認防止措置が講じられていない場合には、消費税の総額表示義務に反することとなることのみならず、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認表示)を規制している景品表示法にも違反するおそれがありますので、お手数ですが、最寄りの税務署及び消費者庁に御相談ください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 法人企業に対してサービスを提供している事業者である。取引先の法人企業から、平成 28 年1月以降の取引に係る契約更改に当たり、取引金額(税込)が提示された。平成 29 年4月に消費税率の引上げが予定されているが、当該法人から、契約期間中に適用される消費税率の引上げがあった場合においてもこの取引金額(税込)で合意しないと契約更改しないとと言われることを懸念している。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、消費税率の引上げ前の取引価格(税込価格)に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由がない限り、同法上の「買ったたき」に該当します。

このため、実際に法人企業からそのような御懸念の行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

Q. 消費税転嫁対策特別措置法の転嫁拒否についてガイドラインやパンフレットのほか、具体的な事例に即したQ&Aのようなものはないのか。

A. 公正取引委員会では、これまでの相談対応を踏まえ、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」をウェブサイトにおいて公表しているほか、これまでの執行事例を踏まえ、「消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例」等を公表しており、その中で具体的な事例等の説明を行っています。

また、内閣府においても、これまでに消費税価格転嫁等総合相談センターに寄せられた相談を踏まえ、具体的な事例に即した法律の考え方を説明しているQ&Aを「消費税価格転嫁等総合相談センターの応答事例」としてウェブサイトにおいて公表しています。

それぞれの資料が公表されているウェブサイトは次のとおりですので、こちらを御覧ください。

■公正取引委員会ウェブサイト

「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-FAQ.html>

「消費税の転嫁拒否等の行為に関する具体的な事例」

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.files/shidojireishu.pdf>

「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/pamphlet.files/ihanjireipamphlet.pdf>

■内閣府ウェブサイト

「消費税価格転嫁等総合相談センターの応答事例」

http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/center_outou.pdf

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610